

別冊 3

第 3 期（平成 2 1 年度～ 2 5 年度）に講ずべき
主な施策（案）

平成 2 1 年 2 月 4 日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

目次

1. 知的財産の創造	3
2. 知的財産の保護	5
(1) 知的財産の適切な保護.....	5
(2) 模倣品・海賊版対策の強化.....	12
3. 知的財産の活用	15
(1) 知的財産の戦略的活用.....	15
(2) 国際標準化活動の強化.....	18
(3) 中小・ベンチャー企業への支援.....	21
(4) 知的財産を活用した地域の活性化.....	24
4. 人材の育成と国民意識の向上	25

1. 知的財産の創造

① 大学、研究機関、企業における創造力の強化

○重要特許の獲得へ向けたインセンティブの向上

より効果的な知的財産の確保のため、競争的資金の研究課題の選定における選考基準での知的財産戦略に関する項目の利用の実態を調査し、例えば研究プロジェクトにおける知的財産管理に必要な体制が確保されていることや研究成果に関する知的財産管理契約の方針（共有特許、不実施補償など共有成果の取扱い、手続き費用の負担、秘密情報の共有範囲の取扱い等）が策定されていることを選定の条件にするなど必要に応じ改善する。

大学の特許及びその発明者ごとに他の特許出願明細書や拒絶理由通知書において引用された回数（特許の被引用数）を集計し、特許の質評価及び研究者評価において活用するよう促す。

○効率的な情報取得環境の整備

技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

○大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保等の国際的な産学連携活動に係る体制整備を支援する。

科学技術振興機構（JST）の特許化支援事業において、大学に出願を選別するインセンティブを働かせ精査した上で外国出願すべきものを支援できるよう拡充しつつ、外国特許制度の実情に応じて出願時に必要な実施例の追加などが効率的になされるよう改善する。

○職務発明制度の運用状況等の情報収集及び評価

国際競争力の強化の観点から、諸外国の職務発明に関する制度や慣行、我が国の職務発明制度の運用状況等について、継続的に情報収集及び評価を行う。

② 産学官連携による知的財産の円滑な事業化

○大学の知的財産本部や技術移転機関（TLO）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やTLOに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。

○産学連携における外部機能の積極的活用の促進

JSTや新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、大学の知的財産本部やTLOに不足している機能や人材を補完するため、積極的な支援（特許相談、発明の評価、海外展開の支援等）を行う。

大学の知的財産本部やTLOにおいて不足している機能を補完するため、JSTやNEDOのリソースを活用するほか、大学の特許権が濫用されることのないよう対策を施した上で、その他の外部リソースを活用することも奨励する。

○大学と企業との情報共有等に係る環境整備

産学の研究開発活動や知的財産活動を網羅的に検索できるシステムを、産学のニーズを反映しつつ構築する。

企業との情報交換を円滑に行うため、大学の守秘体制の整備、産学相互の研究者に対する研修を含めた大学・企業間の人材交流、学会等における企業・大学の研究者間のネットワーキングを促進する。

企業が大学の知的財産の価値を最大化して活用し、研究成果が広く社会に提供されるよう、大学は、研究成果の実用化・事業化へ向けた展開に当たって特許出願前から企業の協力を得ることを奨励するとともに、共同研究、受託研究については、企業が大学の教育、研究面での役割を尊重し、大学が論文発表等に関して企業の意向にも配慮すべきであることを周知する。

○大学発ベンチャーの活性化

施設利用に関する優遇措置を含む各種のベンチャー支援について、インキュベーション・センターの適切な運用等により、休眠状態のベンチャーから有望なベンチャーや新しいベンチャーへ人的・金銭的リソースが円滑に再配分されるよう、適切なインセンティブスキームを構築する。

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

① 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（P P H）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間でP P Hに関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からのP P Hに関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

○ワークシェアリングの実効性を向上させるための審査基準・審査判断の調和

ワークシェアリングの実効性の向上を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を活用し、審査基準、審査の質の調和に取り組む。

○海外先行技術文献の検索環境の整備

英語圏の先行技術文献だけでなく、韓国、中国の先行技術文献をも国内先行技術文献と同時に検索できる環境の整備に向けた取組を推進するとともに、日米欧三極特許庁間でのワークシェアリングのための適切な先行技術文献検索環境の整備に向けた議論を進展させる。

○制度調和に向けた議論の促進

米国が先願主義への移行に柔軟な姿勢を見せている絶好の機会をとらえ、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。

○国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進

P C Tに基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、P C Tに基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、P C Tに基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、P C Tを管轄するW I P Oに対する我が国の関与

を強化する。

【アジア地域等における知財制度整備】

○アジア地域に対する人材育成等に関する支援

相手国のニーズや環境整備の状況等を踏まえつつ、アジア地域における人材育成、審査協力、情報化システム等に関する支援を引き続き実施する。

○経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に関する情報を適切に提供する。

○経済成長の著しい国に対する支援の拡大

我が国産業界の出願動向等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）に対する知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する。

② 知的財産の権利付与の迅速化

【特許審査処理の迅速化】

○特許審査体制の強化

審査待ち期間の短縮に向けて、必要な審査官を増員するとともに、専門補助職員（先行技術調査等を行う補助職員）の採用の拡大など、審査官が最大限の能力を発揮できる環境を整備する。

○出願・審査請求構造改革を促進するための環境の整備

無駄のない戦略的な権利取得を促進するため、特許電子図書館（IPDL）の検索機能の向上や審査官と同じ検索端末の提供の拡大を通じた、質の高い先行技術調査を可能とする環境の向上、及び特許戦略ポータルサイト（自社の出願件数や審査結果等に関する「自己分析データ」が入手可能）の充実に取り組む。審査請求後の出願取下げの検討を促す観点から、「特許審査着手見通しリスト」に他国特許庁の審査結果に関する情報及び第三者による情報提供（刊行物等提出書による先行技術文献の情報提供等）の有無に関する情報を付加するなど、「特許審査着手見通しリスト」の更なる有効活用策を検討し、措置を講ずる。

○審査請求料返還制度の再検討

出願人による出願取下げを促進するため、一次審査前の出願取下げに対して審査請求料を半額返還するという現行制度について、拙速な返還額の増加による出願人のモラルハザード（例えば、恒常的に全額返還を行う制度とした場合、ひとまず審査請求し、後で取下げればよいとの動機付けとなるおそれがある）の問題に留意しつつ、返還額の設定の在り方について再検討を行う。

○特許審査のワークシェアリング効果の最大化

他国の審査結果の利用により、審査の迅速化を図るため、特許審査ハイウェイの対象国の拡大及びネットワーク化に向けた国際議論をリードし、ワークシェアリング効果の最大化に向けた国際協力体制の構築を推進する。

【植物品種登録出願の審査期間の維持】

○植物品種登録に係る審査の効率化

審査の効率化を図るため、登録品種の画像データベースの構築を始めとした審査登録業務迅速化のための総合電子システムの整備、審査官の計画的確保・養成、海外審査機関との審査協力の拡大等を推進する。

③ 知的財産の安定性・予見性の向上

○無効判断の要因分析

特許権侵害訴訟において特許が無効とされる事案を調査して、特許権が無効になる原因を分析し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟における無効抗弁の両方において争うことができるといういわゆる「ダブルトラック」の問題への対応策について検討を行い、結論を得る。

○特許権の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○国内外の特許文献と非特許文献のシームレス検索

2014年稼働予定の特許庁の新検索システムにおいて、国内外の特許文献と非特許文献（論文等）のシームレスな検索を実現するために、文献情報の収集・蓄積、検索ツールの検討・開発など、必要な取組を着実に進める。

○特許審査基準の点検・見直しを通じた判断の調和

司法関係者、弁理士、法学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会」による定期的かつ透明性の高い審査基準の点検メカニズムを早期に定着させ、審査、審判、裁判における判断の調和に資するべく、このメカニズムを活用し、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要な見直しを行う。特に、産業から関心の高い進歩性の判断基準から、早期に点検を行う。

④ 新技術等の知的財産の適切な保護

○定期的かつ透明性の高い点検・改正メカニズムの定着

特許、商標及び意匠の各制度に係る審査基準の点検・改正に関する透明性の高い検討の場の設置、運営等のメカニズムを早期に定着させ、これを活用しつつ、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要に応じて見直しを行う。

○先端医療分野の特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。

○新しいタイプの商標の導入

商標制度の国際的な制度調和等の観点から、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて、現在行われている検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○不使用商標対策の検討

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、倒産した企業等が名目上の権利者となっている不使用商標により後願の商標出願が拒絶される問題の解決を含め、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

○農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入

農林水産品のブランドの保護を強化していくことの重要性に鑑み、WTO（世界貿易機関）で議論されている地理的表示の導入と合わせ、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える制度について、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備することによって、国内外で散見される原産地を誤認させる商品との差別化を徹底し、農林水産業を振興する観点から、検討を進める。

⑤ ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

○中小企業等に対するノウハウ管理マインドの向上・情報管理体制の構築の促進

特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザー等が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、意識改革や情報管理体制の構築に関するアドバイスを行う。

○業種、規模別のガイドラインの作成

業種、企業規模別の技術情報流出防止、ノウハウ管理に関するガイドラインを作成する。

○営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な営業秘密侵害罪に係る法的措置及びその刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置を早急に講ずる。

○海外アウトソーシングにおける技術流出等防止のためのガイドラインの策定

企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。

○諸外国における先使用権制度に関する情報提供

我が国の先使用権制度と異なる中国等諸外国における制度の下で我が国企

業が安定的な事業活動を行えるよう、諸外国における先使用权の立証制度及びその使用方法に関する情報を我が国企業に適切に提供する。

⑥ 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

○行政サービスの改善・質の向上に向けた取組の拡大

知的財産システム全体に係る利用者ニーズを的確に把握する。その上で、各種行政サービスの質の向上、業務改善等を適切に行う取組を拡大する。

○審査基準の明確化・透明化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとってわかりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。また、利用者、司法関係者、審査官等との適切な意思疎通が図られるよう審査基準の策定過程を透明化する。

○中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支状況、利用者のニーズ、他の利用者の料金負担増大等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

○特許電子図書館（IPDL）の情報提供サービスの向上

改善要望が多く寄せられるIPDLの機能強化について検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。

○効率的な情報取得環境の整備

技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとした他の国・地域の特許庁も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からのPPHに関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

○出願人のニーズに応じた審査処理の実現

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。

○国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進

PCTに基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCTに基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCTに基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、PCTを所管するWIPOに対する我が国の関与を強化する。

○弁理士のサービスの質の向上

外国の制度に精通し、外国語が堪能な国際化に対応できる弁理士、知財戦略策定等を含めた総合アドバイザー型の弁理士など、高い資質を備えた弁理士の育成を促す。

○自動翻訳技術の利用の推進

海外出願の際の明細書翻訳費の削減に向けた、日本語からの自動翻訳の精度を向上させる文章の明晰化や、海外特許情報を利用し易い環境を整備する観点から、中国、韓国の特許情報を含め、海外特許情報を日本語に自動翻訳し提供するサービスの充実を推進する。

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

① 外国における対策

○侵害発生国・地域への働き掛けの更なる強化

官民合同ミッションと政府間協議との間の更なる連携等により、侵害発生国・地域への働き掛けを更に強化する。

○現地における支援機能強化

現地における在外公館、JETRO、日本企業の連携を強化する。

○侵害状況調査制度の見直し

侵害状況調査制度の利用頻度が低調な要因や同制度のあり方について検討し、必要に応じて同制度の見直しを行う。

○被害実態調査の充実

主要な侵害発生国・地域における日本企業の被害総額等につき、一定の経年比較が可能となる調査を実施する。

○ACTAの早期実現に向けた議論のリード

ACTAの早期実現及び妥結後の参加国の拡大等において、多国間協議をリードする。

② 国内における対策

○差止申立制度の利用の促進

差止申立制度の利用を促進するため、権利者向けパンフレットの作成・配付や業界団体への説明等を通じ制度の周知を図る。

○税関職員の専門性の向上

巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員への研修を充実させる。

○外国税関との連携・協力の促進

外国の税関当局との連携・協力を促進し、情報に基づいた効果的な知的財

産侵害物品の取締りを実施するとともに、知的財産侵害物品の輸出国に対し知的財産侵害物品を輸出の段階で取り締まるよう求める。

○警察職員の捜査能力の全国的な向上

模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度等既存の制度の効果的な活用も含めて、警察職員の捜査能力を高めるための全国的な取組を実施する。

○国民への啓発活動のアクションプランの策定

模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議等において、関係省庁が連携して効果的な啓発活動を実施するためのアクションプランを策定する。

○国民の意識調査の実施

国民の模倣品・海賊版問題に関する意識を向上させる施策を効果的に実施するため、国民、特に若年層の意識を調査する。

○若年層に対する模倣品・海賊版問題に関する啓発活動の強化

小中学生に対する模倣品・海賊版問題に関する教育活動や若者に対する啓発キャンペーンの取組を官民連携して実施する。

○地域における連携体制の強化

地域知的財産戦略本部において、警察や税関等の関係機関との連携を深めるなどし、地域における連携体制を強化する。

③ インターネットにおける対策

○インターネット上の模倣品・海賊版の取締りの強化

模倣品・海賊版等のサイバー犯罪に対し、情報収集・分析機能の強化、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、権利者等との連携強化等によって、その取締りを強化する。

○外国政府に対する働き掛けの強化

インターネット上の模倣品・海賊版による侵害が発生している国に対し、二国間協議や官民合同ミッション等を通じて、取締りの強化、啓発活動の実施や日本の権利者による権利執行手続の緩和等について、制度面・運用面で

の改善を要請する。

○プロバイダの責任の在り方の見直し

インターネット上の海賊版による侵害を防止するため、プロバイダによる自主的な取組を発展させるとともに、プロバイダの責任の在り方について、プロバイダ責任制限法や著作権法等の制度上の見直しを検討する。

○ファイル共有ソフトにおける海賊版対策の支援

ファイル共有ソフトを用いて海賊版を送信する者に対し、警告メールを送付するなどプロバイダと権利者団体が連携した取組を支援する。

○私的複製の許容範囲の見直し

違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲を見直す。

○フィルタリングソフト等の技術開発や活用の促進

インターネット上の模倣品・海賊版を円滑に削除ができるよう、それらを迅速かつ効率的に検出するフィルタリングソフト等の技術開発やその活用を促進する。

○インターネット上の模倣品・海賊版に関する調査の実施

インターネット上における模倣品・海賊版について、官民連携して、実態調査を行い、その分析を行う。

3. 知的財産の活用

(1) 知的財産の戦略的活用

① 企業の知財戦略の高度化

○企業の知財管理の徹底と知財戦略の高度化等

無駄な重複出願を省き、特段の目的も持たずに保有している未利用特許の割合を減少させ、海外への事業展開を見据えて積極的に外国出願を行う社内環境整備を促進するとともに、各企業の競争環境等に応じて知財に関するオープンな戦略（例えば、国際標準化戦略）とクローズドな戦略を適切に組み合わせて高度な知財戦略の構築や事業戦略との連携・融合化を促進するため、企業におけるC I P O・知財担当役員の設置を奨励する。

また、知財報告書等を積極的に作成・公表することにより、自社の知財の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図るとともに、株主・投資家、顧客、金融機関等に対する必要な知財関連情報の開示の在り方について検討を行い、その明確化を図る。

○C I P O・知財担当役員の意識向上

知財を巡る環境変化に対応するため、C I P Oの知財研修やC I P O同士の横のつながりの強化を図るためのフォーラム開催等を推奨する。また、C I P Oの指導の下、知財戦略策定部署と事業戦略策定部署との連携など、企業における知財戦略の高度化を推奨する。

② 知財を活用した事業活動のための環境整備

【オープン・イノベーションの進展に対応した基盤整備】

○未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

改正後の通常実施権登録制度の運用状況、国際的な制度調和の観点、知財権の取引に際しての契約実務等の動向等の情報収集・分析、産業界のニーズ等を踏まえ、当然保護の導入可否の検討を行い、結論を得る。

○M&Aや企業の倒産に伴う知財上の問題への対応

M&Aや企業の倒産における知財上の問題について、M&Aや倒産の際の知財の取扱いに関する留意点の周知等の必要な措置を講ずる。

○共有特許制度の在り方の検討

オープン・イノベーションが進展し、従来想定していた共有者間で競争関係にある場合のみならず、共有者間で競争関係にない場合（例えば、産学連携による共同開発や素材メーカー・最終製品メーカーの共同開発等）が増加する中、特許法73条等の共有の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を行い、73条のデフォルト・ルールを維持すべきかどうかの結論を得るとともに、大学・TLOや企業に対して、調査・分析結果の情報提供を行う。

○産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する「産業革新機構（イノベーション創造機構）」の体制を整備する。

○実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

特許権者が第三者へ当該発明の実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト（License of Right）制度の導入について検討を行い、必要な措置を講ずる。

【知財ファイナンスの強化】

○知的資産経営報告書の普及

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、知的資産経営報告書の精度向上を図る。

③ 知財の公正な活用の促進

○知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化

知財に係る独占禁止違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況や産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討し、必要に応じて各種ガイドラインの見直しや整備を行う。

○権利行使の在り方の検討

正当な知財権の権利行使を尊重することを前提としつつ、産業の活性化や公共の利益の観点も踏まえ、民法上の権利濫用に該当する権利行使の態様の明確化を図るとともに、差止請求の要件、損害賠償請求制度の在り方等を含め、権利行使の在り方について検討を行い、結論を得る。

(2) 国際標準化活動の強化

① 産業界の意識改革

○産業界に対する啓発活動の継続的な実施

国際標準化活動に関する成功事例等の更なる収集・分析を行うとともに、当該分析等の結果を活用し、企業の経営者層や管理者層に対する啓発活動を継続的に実施する。

○技術分野ごとの啓発活動の促進

技術分野の特性に応じた産官学の国際標準化活動への意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

② 我が国全体としての国際標準化活動の強化

○国際標準化に関する各戦略の確実な実行と改定

これまで政府が策定した国際標準総合戦略等の各戦略を確実に実行するとともに、必要に応じてそれら戦略の適切な見直しを行う。

○研究開発と標準化活動の一体的推進の拡大

国の研究開発において国際標準化を明確に位置付けるとともに、その評価に際しても国際標準化への取組状況を確実に確認する取組を一層拡大する。

○海外の国際標準化情報の収集・提供体制の構築

諸外国における標準化団体との情報交換会や産業界の海外事務所の活用等を通じ、欧米やアジア諸国における国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、国内支援機関等を通じてその情報を産業界や大学、公的研究機関等に提供する体制を整備する。

③ 国際標準人材の育成

○政府における顕彰制度の拡充

国際標準化活動に功績のある者を顕彰するための制度が整備されていない技術分野について、その整備を行う。

○研究者の業績評価の改善

大学や公的研究機関が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って、研究者の標準化活動への寄与をその業績評価の対象とするよう促す。

○国際標準化活動に携わる者への研修、セミナー等の実施

国際標準化活動に携わる者の能力向上を図るため、研修、セミナー、OJT等を継続的に実施する。

④ アジア等諸外国との連携強化

○アジア・太平洋地域における共同提案の増大

アジア・太平洋地域における諸外国のニーズを踏まえつつ、共同研究開発の実施等を通じ、国際標準案等の共同提案を増大させる。

○アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化

太平洋地域標準化会議やアジア太平洋電気通信共同体等におけるアジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化に向けた取組を継続する。

⑤ 国際標準に関するルールづくりへの貢献

○国際標準に関するルールの円滑な運用の実現

ISO、IEC及びITUにおいて共通化された標準技術に関する知財の取扱いルールの円滑な運用を図るとともに、その運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働き掛けを行う。

○独占禁止法ガイドラインの見直しと周知徹底

標準技術に関する知的財産権の取扱いに関する独占禁止法上のガイドラインを定期的に見直すとともに、その周知徹底を図る。

○標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、

特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行う。

○国際標準に関する技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備

標準策定過程における国際標準案や策定後の国際標準などの技術情報を積極的に収集するなど、国際標準に関する公開された技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備について検討を行い、検討の結果に応じて必要な措置を講ずる。

(3) 中小・ベンチャー企業への支援

① 相談・情報提供機能の強化

【中小企業における知財マインドの浸透】

○中小企業に伝わりやすい普及・啓発活動の強化

知財戦略を企業経営に取り込むことのメリットが伝わるように、中小企業の業種、知財マインドのレベルに応じて、普及・啓発活動を推進する。

特に、知財を活用して成功する企業を育成するとともに、そのような事例を周知することにより、中小企業全体の知財マインドの底上げを図る。

【相談・情報提供機能の強化】

○相談窓口の機能向上

中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口である知財駆け込み寺、ワンストップ支援機関である地域力連携拠点を活用し、特に、地域力連携拠点と知的財産関係の専門家・支援機関との連携を地域・中小企業等知財戦略支援人材データベースの活用等によって強化することにより、知財に関する相談に効果的かつ効率的に対応する機能を向上させる。

また、地域力連携拠点における応援コーディネーターを対象とした知的財産制度等に関するセミナー・研修を行う。

○知財関連支援施策のユーザーフレンドリーな情報提供

関係省庁、各支援機関、都道府県が実施する知財関連中小企業施策について、関係機関連携の下、中小企業の業種、知財マインドのレベルを考慮しつつ、取りまとめ・整理し、利用者が使いやすく必要な情報を容易に入手できる環境を構築する。

② 負担軽減に向けた取組の強化

○特許手数料減免制度の見直し

特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支状況、利用者のニーズ、他の利用者の料金負担増大等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

○特許審査請求料等の減免申請手続の簡便化の検討

特許審査請求料等の減免申請手続に関し、利用者が面倒であると感じる点がどこにあるのかについて分析し、その結果を踏まえて、例えば、要求する書類等の極力の簡略化、事前ではなく事後的に違反が明らかになった時にペナルティを課す制度など、更なる申請手続の簡便化について検討する。

○出願前先行技術調査支援の強化

無駄な研究開発や出願を防ぐため、特許情報活用支援アドバイザー等を活用した出願前の先行技術調査支援の強化を図る。

また、東京都が今年度から始めた特許出願戦略策定等のための他社特許調査費用助成事業のような取組が他の地方公共団体にも広がるよう促す。

○外国事業展開支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度の普及を図るとともにその拡充を検討する。

また、中小企業の海外事業展開に際して、諸外国の法制度やその運用等の情報提供から、権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援策の在り方について検討を行う。

○支援機関間・担当者の連携強化

知財関連施策と中小企業施策等との連携・融合を図るべく、担当者の連絡会議を開催する等、関係機関、担当者間で綿密な情報交換を行い、施策の検討段階から一貫した連携を図る。

③ 知財を活用した経営の促進

○地域密着型金融における知的財産の活用

中小・地域金融機関がそれぞれの金融機関の特性及び自主性に応じた地域密着型金融の取組の一つとして、知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を実施する。

○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の更なる周知と必要に応じた改訂

金融機関による金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏ま

えた適切な対応を促すため、また、中小企業が金融機関の融資判断に当たっ
ての着眼点を理解し、自らの融資交渉に当たり知的財産を積極的に活用でき
るよう、金融機関及び中小企業に対する金融検査マニュアル別冊〔中小企業
融資編〕の周知に一層努める。

また、金融機関が知財を適切に評価して与信判断をする際、同マニュアル
が阻害要因となっている、あるいは不明確なために一定の誤解を生じている
との指摘があれば、同マニュアルの改訂や金融検査マニュアルのQ&Aへの
記載等の必要な措置を講ずる。

○知的資産経営報告書の普及

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有
を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」
の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務要素を明確化し、知
的資産報告書の精度向上を図る。

○認定・表彰制度の活用促進

金融機関において取組が進められている、知的財産に着目した認定・表彰
を受けた中小企業に対する優遇融資制度の拡充を促す。

また、金融機関が認定・表彰の有無を融資の判断材料の一つとして利用し
やすくするため、表彰された中小企業を継続して評価し続けるような認定・
表彰制度の創設を検討する。

○知財を戦略的に活用した経営支援と支援人材の育成

法律、技術、金融、販売等の専門家を中小企業に派遣することにより、中
小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援するとともに、かかる支援
人材の育成を図る。

○中小企業向けの特許流通・事業化支援の強化

総合的な支援機能を有する地域力連携拠点と特許流通アドバイザーとの連
携により、中小企業向けの特許流通事業を強化し、その成果を事業化につなげ
ていく。

また、中小企業が保有する特許技術シーズの流通のための特許ビジネス市
などを充実させ、中小企業を対象とした特許流通の機会の提供を強化する。

(4) 知的財産を活用した地域の活性化

○関係機関及び各施策担当者との連携強化

地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの地域における組織間の連携、及び知財政策担当者と中小企業施策、農林水産施策など各施策担当者間との連携を強化しつつ、地域における知財教育、模倣品・海賊版対策、海外における我が国の地名等に係る商標問題への対応等の知財関連施策を着実に実行する。

また、地域力連携拠点における取組、農商工連携、産業クラスター、知的クラスターにおいて、知財施策と他の施策との連携を強化する。

○地域団体商標を活用した地域振興

地方公共団体、観光協会等の関係機関・団体の連携の下、生産者団体等の組合による地域団体商標の獲得、獲得後の地域団体商標の活用及びブランド管理を支援する。

○地方公共団体における先進的取組の成功モデルの創出支援

国と地方公共団体が連携して、地方公共団体による知財施策の先進的取組の成功モデルをつくり出す取組を強化する。

また、特定の企業を継続的に支援し、地域における成功事例を創出する地方公共団体の取組を奨励する。

○中国、台湾等における我が国の地名等に係る商標問題への対応

関係省庁が連携して地方公共団体等に対して、中国、台湾等の海外における商標出願手続についての情報提供を行うとともに、当該国における早期権利化や取消請求等の自発的な取組への支援を強化する。

また、事業者や地方公共団体による、中国や台湾での商標の監視や第三者による商標の抜け駆け出願への対応を支援すべく、我が国の地名等が海外で出願又は登録された場合の対応策をまとめたマニュアル等の普及を図る。

さらに、我が国の地名等が当該国において登録されることを防止するため、当該国の商標制度及びその運用の改善を働き掛ける。

4. 人材の育成と国民意識の向上

① イノベーション創出に資する知財人材の育成

○知的財産専門人材の能力の広域化

弁護士や弁理士が企業の経営・事業活動に接する場と機会を支援したり、企業の知的財産担当者が事業部門や研究開発部門との連携を図るのに必要な知識を習得できるよう研修、知的財産専門職大学院等の授業、人事ローテーション、OJTを充実させたりするなど、知的財産専門人材の知的財産以外の周辺領域に係る能力を強化する。

○知的財産マネジメント人材の充実

経営・事業戦略に携わるより多くの人々が知的財産に関する知識を習得するべく、経営系・社会系の人材（学生や教員を含む）に対する知財教育を充実させる。大学等の知的財産に関する授業において、知的財産制度だけでなく、知的財産と経営・事業との関係を教えるなど、それぞれの専攻に即した知財教育を行う。

○社会のニーズを把握して知財戦略を構築できる産学連携人材の育成

大学やTLOの人材においては、企業のニーズを体得するための企業との人材交流や企業でのOJTなど、人材の流動化を通じて、社会のニーズを把握し、ニーズに対して必要なシーズを提案できる人材の育成を促進する。

② グローバル化に対応した知財人材の育成

○国際交流などの充実

外国での制度整備や人材育成に対する支援をしつつ、言語能力や国際的な交渉力など国際的に通用する実践的な能力を知的財産人材に習得させるべく、海外の知的財産専門人材との交流、知的財産専門人材の講師としての海外派遣、海外の専門家の招聘、WIPOなどの国際機関への派遣、海外の大学・知的財産研究所への留学、現地研修を取り入れた海外コースの研修などを充実させる。

○国際的な産学官連携の推進

国際的な産学官連携体制の強化に対する支援を通じて、海外特許の戦略的な取得などに取り組む中で、国際的に通用する知的財産人材の育成を図る。

○経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に詳しい人材を育成・確保するためにも、我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、これらの国々の知的財産制度等に関する情報を適切に提供する。

③ 独創性を重視した知財教育の推進

○独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ活動の充実

ものづくり教室や創意工夫クラブなど、独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動を通じた知財教育を充実させるべく、これらの課外活動を全国で受けられるようにする。また、学校教育における知財教育を充実させる。

○知財教育を行うことのできる教員・指導者の育成

小学校、中学校、高校、専門高校の教員・指導者を対象とした知的財産に関する研修やセミナーを充実させるとともに、知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、これらの研修やセミナーなどで知的財産管理技能検定の受検を推奨する。

○専門家を活用した知財教育の充実

大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員などの専門家を活用しつつ、それぞれの専門性を踏まえて、創造性をはぐくむ教育の充実やものづくり人材の育成を図る。